[事案 29-48] 入院給付金支払請求

· 平成 30 年 1 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

肝炎等により入院したことを理由に、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肝炎およびリウマチ性疾患を治療する目的で、A病院に入院し(入院①)、B病院に転院し(入院②)、A病院に再転院した(入院③)ため、平成17年1月に契約した医療保険にもとづき疾病入院給付金を請求したところ、入院②に対する給付金は支払われたが、入院①・③については支払いを拒否された。しかし、入院①・③も約款に定める「入院」に該当するので、疾病入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、入院①・③は約款に定める「入院」(医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること)とは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①中の治療内容は内服・安静・食事療法であり、入院を必要とする治療は実施されていなかった。また、入院当初より日常生活動作の制限がなかった。
- (2) 入院③中の治療内容は内服指導・安静・食事管理・疲労感に対する点滴治療であり、入院 を必要とする治療は実施されていなかった。また、B病院の医師は、入院②の退院時に、 今後の入院が必要とは判断しなかった。
- (3)なお、入院②については、B病院の医師が、肝炎では入院治療は必要ないが、同入院中に使用した薬に副作用が懸念されたため、入院させて様子を見る必要があったと述べていることから、疾病入院給付金を支払った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の判断が不当とは言えないが、申立人の症状の経過や治療内容等を総合的に考慮すると、入院①の開始から一定期間については、約款に定める「入院」に該当すると認められるため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。